

第27回 定時株主総会 招集ご通知

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面（議決権行使書）またはインターネット等により事前に議決権を行使いただき、株主総会へのご来場を極力、お控えいただきますようお願い申し上げます。



開催日時

2021年11月25日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時15分）

開催場所

大阪市中央区本町橋2番8号
大阪商工会議所 7階 国際会議ホール
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

決議事項

- 第1号議案
剰余金の処分（第27期期末配当）の件
- 第2号議案
取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第3号議案
監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

書面（議決権行使書）または
インターネット等による議決権行使期限
2021年11月24日（水曜日）午後6時まで

(証券コード2735)

2021年11月9日

株 主 各 位

大阪市中央区城見一丁目4番70号

株式会社フツツ

代表取締役社長 平岡史生

第27回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第27回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、後述のご案内に従って議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年11月24日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

【インターネット等による議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、2021年11月24日（水曜日）午後6時までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネット等による議決権行使に際しましては、3頁から5頁までの「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年11月25日（木曜日） 午前10時
2. 場 所 大阪府中央区本町橋2番8号
大阪商工会議所 7階 国際会議ホール

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第27期（自 2020年9月1日 至 2021年8月31日）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第27期（自 2020年9月1日 至 2021年8月31日）
計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分（第27期期末配当）の件
- 第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第3号議案** 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案** 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以上

-
- (注) 1. 本株主総会にご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.watts-jp.com/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。
- なお、本招集ご通知の添付書類は、監査等委員会が監査報告の作成に際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類ならびに会計監査人が会計監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
3. 事業報告、連結計算書類及び計算書類ならびに株主総会参考書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事項が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.watts-jp.com/>) に掲載することによりお知らせいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただけますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネット等による議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス ウェブ行使 <https://www.web54.net>

2. 議決権行使の方法について

(1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて議案に対する賛否をご入力ください。

(2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)



3. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) 議決権の行使期限は2021年11月24日（水曜日）午後6時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (2) 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株様のご負担となります。
- (4) パソコンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

4. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本株主総会に限り有効です。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
[フリーダイヤル電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)
- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。
ア. 証券会社に口座をお持ちの株様
証券会社に口座をお持ちの株様は、お取引の証券会社宛にお問い合わせください。
イ. 証券会社に口座のない株様（特別口座の株様）
三井住友信託銀行 証券代行部
[フリーダイヤル電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

6. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本株主総会につき、株式会社ＩＣＪの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

以 上

第27回定時株主総会の対応と会社説明会中止の決定に関するお知らせ

当社は、本株主総会につきまして、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、下記のとおり対応させていただきますので、お知らせいたします。

なお、感染拡大の防止の観点から、書面（議決権行使書）またはインターネット等により事前に議決権を行使いただき、本株主総会へのご来場を極力お控えいただきますようお願い申し上げます。

記

1. 本株主総会における新型コロナウイルスの感染予防及び拡散防止対応

株主様の健康・安全を第一に考え、以下のとおり対応させていただきます。

- ① 本株主総会の議事は、例年より時間を短縮して行う予定です。
- ② 運営スタッフはマスクを着用させていただきます。
- ③ 座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数に限りがございます。
- ④ 会場内では、マスクの着用をお願いいたします。マスクを着用されない場合は、入場をお断りいたします。
- ⑤ 受付ロビーに非接触型検温器を設置し、検温を実施予定です。37.5度以上の方、また体調不良と認められる方のご入場はお断りいたします。
- ⑥ 会場内にアルコール消毒液を設置しますので手指の消毒をお願いいたします。
- ⑦ 例年、株主総会へご出席の株主様へのお土産はご用意いたしておりませんので、ご承知のほどお願い申し上げます。
- ⑧ 新型コロナウイルス感染症を予防するため、本株主総会会場の変更を余儀なくされた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにてお知らせいたします。
(<https://www.watts-jp.com/>)

2. 株主様向け会社説明会の中止

例年、大阪及び東京で実施しております株主様向け会社説明会につきましては、当社の近況についてより一層のご理解を深めていただくための機会として開催準備を進めておりましたが、新型コロナウイルス感染症予防の観点からやむなく中止とさせていただきます。

本株主総会にご出席を予定されている株主の皆様におかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上

(添付書類)

事業報告

(自 2020年9月1日)
(至 2021年8月31日)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、全ての点において新型コロナウイルス感染症の影響が顕在化したまま終始いたしました。第5波到来と新たな変異株による感染の拡がりの中、東京オリンピック・パラリンピック2020が大過なく終了しましたが、4月以降合わせて27都道府県に発出された「緊急事態宣言」若しくは「まん延防止等重点措置」が数度に亘り延長され、収束の時期は見通せない状況が継続いたしました。一方で、ワクチン接種は順調に進捗しており、全人口に占める接種完了者率が足許では50%を超えてきました。ただし、国内経済は2021年4～6月の実質GDP成長率は上方修正されたものの、その前の期の落ち込み分をカバーできるまでの力強さは見られませんでした。

このような環境のもと、100円ショップ「Watts (ワッツ)」「Watts with (ワッツ ウィズ)」「meets. (ミーツ)」「silk (シルク)」等を展開する当社グループは、収益源の多角化を図るべく、国内100円ショップ事業だけではなく、ファッション雑貨店やディスカウントショップの運営等の国内その他事業、並びに海外事業にも取り組んでおります。

国内100円ショップ事業につきましては、引き続き100円以外の価格帯(200円～1,000円)の商品導入を進めており、委託販売型店舗での取扱いについても積極的に拡大しております。また、当社100円ショップにおしゃれ感を補完するとともに、事業間でのシナジー強化を目的として、100円ショップ内に「Buona Vita (ブォーナ・ヴィータ)」のコーナーを設けた店舗を4店舗展開いたしました。

出店状況につきましては、通期計画の144店舗を上回る165店舗を出店することが

できました。一方で不採算店舗の整理や母店閉鎖等による退店が41店舗（うちFC2店舗）あり、当連結会計年度末店舗数は、直営が1,341店舗（126店舗純増）、FCその他が23店舗（2店舗減）の計1,364店舗となりました。また、Wattsブランド店舗である「Watts」「Watts with」については、825店舗（186店舗純増）と全体の6割へ拡大いたしました。

国内その他事業につきましては、心地よい生活を提案する雑貨店「Buona Vita」は当社100円ショップへの委託販売型を中心に5店舗出店した一方、不採算店を5店舗退店したことで21店舗（増減なし）となりました。LINE公式アカウントを活用した販売促進活動や巣ごもり需要に対応した商品の提案等に取り組んでおります。生鮮スーパーとのコラボである「バリュー100」は1店舗（増減なし）、ディスカウントショップ「リアル」は6店舗（増減なし）となっております。また、新業態として、時間をテーマにしたおうち雑貨店「Tokino:ne（ときのね）」の1号店を神戸市にオープンいたしました。

なお、デンマークのライフスタイル雑貨店「Sostrene Grene（ソストレーネ・グレーネ）」は、3月をもって全店舗営業を終了し事業撤退いたしました。

海外事業につきましては、東南アジアを中心とした均一ショップ「KOMONOYA（こものや）」は、タイで41店舗（9店舗減）、マレーシアで2店舗（増減なし）、ベトナムで3店舗（2店舗減）、ペルーで19店舗（1店舗減）となりました。中国での均一ショップ「小物家園（こものかえん）」は、4店舗（2店舗減）となっており、自社屋号の「KOMONOYA」「小物家園」の店舗数は69店舗（14店舗減）となりました。

前期に中国現地法人を譲渡したことに加え、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、海外事業及び「Buona Vita」の売上高は減少いたしました。また、国内100円ショップ事業につきましても、前期の衛生用品や巣ごもり消費関連商品の需要増に対する反動を受けたことで、既存店対前期比が通期で95.2%と前期を大きく下回り売上高は減少いたしました。その結果、当連結会計年度の売上高は50,702百万円（前期比4.0%減、計画比99.5%）、営業利益は1,669百万円（同5.6%減、計画比

90.2%)、経常利益は1,586百万円（前期比8.3%減、計画比89.1%）となりました。

また、当社連結子会社である(株)ヒルマー・ジャパンの事業撤退にあたり、共同出資会社からの借入金の免除等を受けたことで債務免除益を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は965百万円（前期比24.7%増、計画比84.0%）となりました。

（前期比は前連結会計年度実績比、計画比は2021年4月5日付「業績予想の修正に関するお知らせ」にて公表した2021年8月期連結会計年度の連結業績予想比）

なお、当社グループの事業は、100円ショップの運営及びその付随業務の単一セグメントであるため、セグメントの記載をしておりません。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は1,106百万円であり、その主なものは100円ショップの新規出店に伴う差入保証金、工具、器具及び備品等であります。

3. 資金調達の状況

上記設備投資額は全額自己資金にて充当しており、記載すべき重要な資金調達はありません。

4. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

5. 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

6. 吸収合併または吸収分割による他の会社の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

7. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

8. 対処すべき課題

「国内100円ショップ事業の成長性の確保」、「新業態の収益性の確立」、「海外事業の拡大」、「収益力の強化」、「次世代人材の確保・育成」、「感染症の流行による事業の運営リスクへの対応」、「SDGs/ESG経営の推進」を重点課題として取り組み、収益性の一段の向上と、持続的成長と中長期的な企業価値の増大の実現を目指した経営を展開してまいります。これらの課題に対し、当社グループでは以下のように取り組んでおります。

「国内100円ショップ事業の成長性の確保」

当社グループが成長していくためには、基幹事業である国内100円ショップ事業の継続的な成長は欠かせないものと考えております。当事業での更なる成長を目指し、Wattsブランド店舗の展開、月替わりの販促企画の実施、お客様に更に満足いただけるように価値をプラスした100円以外の価格帯（200円～1,000円）の商品導入、新たな販売チャネルとしてオンラインショップの運営といった施策を進めております。オンラインショップにつきましては、2021年9月1日に大幅リニューアルしており、将来的には国内100円ショップ事業以外の商品も取扱ったグループ全体のECサイトを目指してまいります。

また、これまで同様実生活雑貨を重点商品と位置付け、独自に開発した良品質でお買い得感のある商品を、プライベートブランド「ワッツセレクト」として店舗へ投入してまいります。

更に、先般子会社化した「株式会社音通エフ・リテール」につきまして、当社オペレーションへの早期統合、同社の培ってきたノウハウの共有等を進め、成長性の向上に努めてまいります。

「新業態の収益性の確立」

当社グループは、新たな事業を開発し、経営内容の多角化及び国内100円ショップ事業との連携による事業拡大を新たな成長の原動力にしたいと考えております。心地よい生活を提案する雑貨店「Buona Vita」、ディスカウントショップ

「リアル」等、既存の事業を拡大させることに加えて、100円ショップ事業を補完する直接消費者との係わりを持つ新しい収益源の発掘に取り組んでまいります。

「海外事業の拡大」

当社グループでは、将来の国内市場の成長の鈍化を見込み、2009年8月期より海外での店舗展開を行っております。足がかりとして取り組んだタイでの展開においては現地有力企業グループと合弁化し、売上・利益極大化に向けて加速させています。今後は、東南アジア並びに中南米で展開する直営店舗及びFC店舗で足場をしっかりと固めつつ、卸売（現地パートナーとの協業）での新規市場の拡大を進めていくことで、グループの成長を牽引する事業となりうるよう、更なる挑戦を継続してまいります。

「収益力の強化」

前述した「国内100円ショップ事業の成長性の確保」、「新業態の収益性の確立」、「海外事業の拡大」の3つの取組みによって、毎期の増収を図るとともに、人件費や家賃をはじめとする販売費及び一般管理費の売上高に対する比率を抑制してまいります。

「次世代人材の確保・育成」

当社グループは、人材も重要な経営資源の1つと位置付け、優秀な人材の確保及び育成に努めております。人材の確保につきましては、昨今の深刻な人手不足に対応すべく、積極的な新卒採用・中途採用に加え、パート・アルバイト従業員の正社員への登用に取り組んでおります。また、グループ規模の拡大、業務内容の多角化、海外への積極展開、未経験業務への挑戦など、グループを取り巻く環境の変化に対応できる人材を多く育成するために、この要請に応えられる人事制度の構築を目指しております。

「感染症の流行による事業の運営リスクへの対応」

今後、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の再拡大や、それに伴う緊急事態宣言の発出等による営業自粛要請等が発生した場合においても、従業員やお客様の安全を確保すると同時に、安定的な事業運営を継続する事のできる対応を進めてまいります。

「SDGs/ESG経営の推進」

会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、SDGsを意識した経営が

正に求められています。そうした中当社グループでは、社是である「おかげさまの心」をベースに、環境面に配慮したレジ袋の導入や、社内ペーパーレス化、店内照明のLED化等を進めております。また、安価でも環境面、安全面、健康面を十分意識した価格以上の価値を感じていただける商品の開発に注力してまいります。併せてガバナンスの一層の向上に取り組んでまいります。

9. 財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 24 期 (2018年 8 月期)	第 25 期 (2019年 8 月期)	第 26 期 (2020年 8 月期)	第 27 期 (当連結会計年度) (2021年 8 月期)
売 上 高 (千円)	49,480,679	51,399,073	52,795,694	50,702,569
経 常 利 益 (千円)	1,037,272	656,050	1,731,147	1,586,653
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	633,958	70,574	774,378	965,830
1 株当たり当期純利益 (円)	46.79	5.26	57.80	72.09
総 資 産 (千円)	19,945,554	21,557,797	21,544,684	21,340,997
純 資 産 (千円)	10,234,447	9,867,050	10,481,692	11,222,138

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 不動産賃貸取引について、従来、営業外収益及び営業外費用の「受取賃貸料」及び「賃貸収入原価」に計上しておりましたが、第25期より「受取賃貸料」は「売上高」として、「賃貸収入原価」は「売上原価」として、それぞれ表示する方法に変更したため、第24期の売上高については、表示方法の変更を反映した組替後の数値を記載しております。

(2) 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 24 期 (2018年 8 月期)	第 25 期 (2019年 8 月期)	第 26 期 (2020年 8 月期)	第 27 期 (当事業年度) (2021年 8 月期)
売 上 高 (千円)	31,537,075	31,959,025	32,595,608	30,935,822
経 常 利 益 (千円)	994,010	845,174	960,874	751,874
当期純利益または 当期純損失(△) (千円)	704,996	△518,246	132,226	223,825
1 株当たり当期純利益または 1 株当たり当期純損失(△) (円)	52.04	△38.62	9.87	16.71
総 資 産 (千円)	17,661,655	18,441,463	17,554,663	16,819,861
純 資 産 (千円)	9,906,621	9,034,056	9,042,149	9,057,864

- (注) 1. 1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 不動産賃貸取引について、従来、営業外収益及び営業外費用の「受取賃貸料」及び「賃貸収入原価」に計上しておりましたが、第25期より「受取賃貸料」は「売上高」として、「賃貸収入原価」は「売上原価」として、それぞれ表示する方法に変更したため、第24期の売上高については、表示方法の変更を反映した組替後の数値を記載しております。

10. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容	店舗数
株式会社ワッツ東日本販売	10,000千円	100.0%	100円ショップの運営	617店 (16店)
株式会社ワッツ西日本販売	10,000千円	100.0%	100円ショップの運営	748店 (7店)
有限会社リアル	50,000千円	100.0%	ディスカウントショップの運営	6店
株式会社ワッツ・コネクション	10,000千円	100.0%	雑貨店の運営	21店
Watts Peru S.A.C.	4,450千US\$	100.0%	ペルー国内での均一ショップの運営	19店

(注) 1. 株式会社ワッツ東日本販売、株式会社ワッツ西日本販売の店舗数のうち()内はFC店舗の数であります。

2. Watts Peru S.A.C.は、2021年3月15日付で1,200千US\$の増資を行いました。

11. 主要な事業内容 (2021年8月31日現在)

当社グループは、当社及び連結子会社6社で構成されており、主に100円ショップ運営とその付随業務を行っております。

12. 事業所 (2021年8月31日現在)

(1) 当社

本 社：大阪府中央区城見一丁目4番70号

(2) 子会社

株式会社ワッツ東日本販売	：	東京都北区
株式会社ワッツ西日本販売	：	大阪府中央区
有限会社リアル	：	大阪府大東市
株式会社ワッツ・コネクション	：	大阪府中央区
Watts Peru S.A.C.	：	ペルー共和国リマ市

13. 従業員の状況 (2021年8月31日現在)

(1) 企業集団の従業員の状況

事業内容	従業員数 (名)		前期末比増減	
100円ショップの運営とその付随業務	404	(2,702)	1名減	(8名増)
全社 (共通)	39	(8)	1名減	(1名増)
合計	443	(2,710)	2名減	(9名増)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、()内は外書で臨時従業員 (1年間における1日8時間換算による平均雇用人数で算出) を記載しております。

2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数 (名)	前期末比増減	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
73 (15)	2名減 (1名増)	45.1	14.1

(注) 従業員数は就業人員であり、()内は外書で臨時従業員 (1年間における1日8時間換算による平均雇用人数で算出) を記載しております。

14. 主要な借入先 (2021年8月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
	千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	286,194
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	270,000
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	194,502
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	180,617
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	158,373

15. 企業集団の現況に関するその他の重要な事項

当社は、2021年8月27日開催の取締役会において、株式会社音通エフ・リテール及び株式会社ニッパンの全株式を取得し、子会社化することについて協議し、同日付で株式譲渡契約を締結し、2021年10月1日付で全株式を取得しました。

II 会社の現況に関する事項

1. 株式の状況（2021年8月31日現在）

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 36,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 13,958,800株 |
| (3) 株 主 数 | 22,290名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持株数 (株)	持株比率 (%)
有 限 会 社 ト リ オ	1,255,600	9.33
株 式 会 社 カ シ オ ペ ア	773,600	5.75
大 阪 中 小 企 業 投 資 育 成 株 式 会 社	648,000	4.82
平 岡 満 子	600,750	4.46
有 限 会 社 ア カ リ	562,000	4.18
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 5 0 5 0 0 2	465,000	3.46
平 岡 史 生	425,109	3.16
衣 笠 敦 夫	372,200	2.77
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	370,400	2.75
平 岡 紀 子	367,850	2.73

- (注) 1. 持株比率は自己株式500,874株を控除して計算しております。
2. 上記のほか役員向け株式交付信託の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が60,000株保有しております。なお、当該株式は連結計算書類及び計算書類において自己株式として計上しております。

2. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

3. 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 状況 (2021年8月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	平 岡 史 生	
取 締 役 副 社 長	衣 笠 敦 夫	
常 務 取 締 役	福 光 宏	管理本部長兼管理部長
常 務 取 締 役	森 秀 人	経営企画室長
取 締 役	山 野 博 幸	事業本部長
取 締 役	平 田 正 浩	海外事業部長
取 締 役	角 本 昌 也	商品部長
取 締 役 (常 勤 監 査 等 委 員)	西 岡 亨	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	酒 谷 佳 弘	公認会計士 ジャパン・マネジメント・コンサルティング株式会社代表取締役 株式会社プレサンスコーポレーション社外取締役 (監査等委員) 株式会社タカミヤ社外監査役 北恵株式会社社外監査役 粧美堂株式会社社外取締役 (監査等委員)
取 締 役 (監 査 等 委 員)	林 堂 佳 子	弁護士 (弁護士法人 青雲法律事務所 社員)

- (注) 1. 取締役 (常勤監査等委員) 西岡亨氏、取締役 (監査等委員) 酒谷佳弘氏及び取締役 (監査等委員) 林堂佳子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、当社は3氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。
2. 当社は、取締役 (常勤監査等委員) 西岡亨氏、取締役 (監査等委員) 酒谷佳弘氏及び取締役 (監査等委員) 林堂佳子氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。
3. 取締役 (監査等委員) 酒谷佳弘氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役 (監査等委員) 林堂佳子氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を置いております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社の子会社の取締役及び監査役であり、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約により被保険者がその職務の執行に関して責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されることとなります。

(3) 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月22日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととします。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性等、総合的に諮問を行い、その答申を踏まえ、取締役会としても決定方針に沿うものであると判断しております。

a. 基本報酬に関する方針

当社の業務執行取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、過去経歴に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。

b. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を報酬として、毎年一定の時期に支給します。目標となる業績指標とその値は、年度経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委

員会の答申を踏まえた見直しを行うものとしております。

c. 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬等は、第27回定時株主総会において決議されることを前提として、これまでの株式交付信託に代えて譲渡制限付株式報酬制度を導入することとし、各取締役に対して交付される株式数を決定します。

d. 報酬等の割合に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、指名・報酬委員会において検討を行い、取締役会の委任を受けた代表取締役社長は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしております。

e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

金銭報酬である基本報酬（固定報酬）は月例の支給とし、業績連動報酬（賞与）は役位や個人評価に応じて配分のうえ、事業年度終了後に支給します。

業績連動報酬（株式報酬）は、指名・報酬委員会の諮問を経て取締役会にて適切な支給水準に設定され、支給時期を定めます。

f. 報酬等の決定の委任に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とします。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとしております。

g. 上記のほか報酬等の決定に関する事項

監査等委員である取締役に対する報酬案については、株主総会で定められた報酬総額の限度内において、監査等委員である取締役の協議で決定しております。

□ 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬等		
		基本報酬	賞与	株式報酬	
取締役 (監査等委員を除く)	229,486	152,693	48,100	28,693	7
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	18,046 (18,046)	18,046 (18,046)	- (-)	- (-)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	247,533 (18,046)	170,739 (18,046)	48,100 (-)	28,693 (-)	10 (3)

- (注) 1. 取締役 (監査等委員を除く) の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬等のうち、賞与にかかる業績指標は営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益であり、その実績は営業利益1,669百万円 (目標値1,090百万円)、親会社株主に帰属する当期純利益965百万円 (目標値740百万円) であります。当該指標を選択した理由は、営業利益については客観的指標として明確であり、親会社株主に帰属する当期純利益については株主の配当原資となるためであります。株式報酬の支給水準については、外部専門機関による客観的な報酬市場調査データ等を参考に、当社の経営環境や経営戦略・人材戦略を踏まえて、その役割に鑑みて、指名・報酬委員会の諮問を経て取締役会で定めた適切な水準にて設定しております。
3. 取締役 (監査等委員を除く) の金銭報酬の額は、2015年11月25日開催の第21回定時株主総会において年額300百万円以内 (うち、社外取締役分は年額50百万円以内) と決議しております (使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員を除く) の員数は、7名 (うち、社外取締役は0名) です。また取締役 (監査等委員を除く) の非金銭報酬等 (株式報酬) の額及び内容は、2016年11月25日開催の第22回定時株主総会において決議しております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員を除く) の員数は、7名 (うち、社外取締役は0名) です。
4. 取締役 (監査等委員) の金銭報酬の額は、2015年11月25日開催の第21回定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員) の員数は、3名です。
5. 取締役会は、代表取締役社長平岡史生氏に対し、各取締役 (監査等委員を除く) の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役 (監査等委員を除く) の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役 (監査等委員を除く) の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

各社外取締役の他の法人等の重要な兼職の状況は（１）「取締役の状況」に記載のとおりとなります。

なお、各社外取締役の重要な兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	出席状況及び発言状況並びに社外取締役が果すことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (常勤監査等委員) 西岡 亨	当事業年度に開催された取締役会18回、監査等委員会14回の全てに出席いたしました。過去の常勤監査役としての経験と知識から、経営全般への監督・助言を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会においては当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的な立場で関与しております。さらに、監査等委員会においては監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
取締役 (監査等委員) 酒谷佳弘	当事業年度に開催された取締役会18回、監査等委員会14回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的な立場と会社の監査に関する高い見識から、経営全般への監督・助言を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会においては当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的な立場で関与しております。さらに、監査等委員会においては監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
取締役 (監査等委員) 林堂佳子	当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回、監査等委員会14回のうち13回に出席いたしました。弁護士としての専門的な立場から、経営全般への監督・助言を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会においては当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的な立場で関与しております。さらに、監査等委員会においては監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称

仰星監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29,600千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	29,600千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、日本監査役協会の「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績を分析評価し、会計監査人が提示した当事業年度の監査報酬・監査計画等を検討した結果、当該報酬等は適切であると判断し、会社法第399条第1項及び第3項の同意をしております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障があると認められる場合等、必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）に関する基本方針

当社は、「業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）に関する基本方針」を次のとおり定めております。

- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、倫理を尊重できるように、コンプライアンス規程・倫理規程を制定するとともにコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の維持・向上を図る。
 - (b) 内部通報規程を制定し、通報窓口を設置し、不正行為等の早期発見に努めるとともに通報者の保護を徹底する。
 - (c) 監査等委員会が取締役の職務の執行状態を監査監督する。
 - (d) 内部監査室において内部監査計画に基づき業務監査を実施し、重大な指摘事項で改善を要すると認められる事項が発見された場合は、代表取締役の承認を得て改善を勧告し、フォローアップ監査を行う。

- ② 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 各部門の職務分掌の明確化と各部門間の適切な連携が組織運営の効率化に重要な役割を果たすとの原点に立ち返るとともに、職務の執行が効率的に行われることを目指して、取締役の役割と責任を重視した組織運営に取り組む。
 - (b) 取締役の職務執行を効率的に行うため、適時開催の経営会議において情報共有・意見交換を促進し、効率的な職務の執行に努める。

- ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) リスクマネジメント委員会を設置し、取締役会はリスクマネジメントに関する基本方針を決定し、適時必要な指示をする。
 - (b) リスクマネジメント委員長は当社社長とする。
 - (c) リスクマネジメント委員会は毎期、リスクの抽出・評価・対策の原案を策定し、担当部署に対して必要な指示を出す。また、担当部署による遂行状況及び成果を管理・評価し、これらを取締役に報告する。

- ④ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (a) 取締役の職務の執行に係る情報は、文書管理規程に基づき適切に保存及び管理する。
 - (b) 上記(a)の情報は、取締役及び監査等委員から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状況を維持する。
- ⑤ 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- (a) 当社取締役会は、子会社の業務の遂行状況について定期的に報告を受け、課題や問題点について確認・審議し、必要に応じて子会社に指示を出す。
 - (b) 子会社管理規程に基づき、当社との一体性を重視し、当社と同一基準の統制を維持し、かつ合理的な連携強化に取り組む。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の独立性に関する事項、監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (a) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査等委員会の業務を補助すべき使用人を監査補助者として置くものとする。
 - (b) 監査等委員会から当該使用人に関する指示命令を受けたときは、これに関して取締役及び他の使用人の指示命令は受けないものとする。
- ⑦ 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (a) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実や与える事項や重大な法令・定款違反行為又は不正行為を発見した場合には、監査等委員会に報告する。
 - (b) 前項に従い監査等委員会に報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを内部通報規程に定める。
 - (c) 監査等委員会は、必要に応じて業務執行に関する報告、説明又は関係資料の提出を取締役及び使用人に求めることができる。

- ⑧ 監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制、監査等委員会の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- (a) 監査等委員は、経営方針決定の経過及び業務執行の状況を知るために、取締役会に加え経営会議等の重要な会議に出席することができる。
 - (b) 各会議議事録・主要な稟議書・その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めることができる。
 - (c) 監査等委員会は、会計監査人及び内部監査室との情報交換に努め、監査の実効性を確保する。
 - (d) 監査等委員の職務執行について生じる費用に関して請求をしたときは、特に不合理でない限り速やかに支払う。

(2) 業務の適正を確保するために必要な体制の運用状況の概要

① コンプライアンス体制について

当社は、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し年4回会議を行うことにより、コンプライアンス違反の未然防止を図るとともに、発生事実や懸念事項の有無について定期に取り締役員全員に報告を求める等、法令や定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。また、内部通報規程に基づき社内及び社外に相談又は通報窓口の設置を行い、使用人全員に周知しております。なお、グループ全体へのコンプライアンス経営を促進するために、当社及び子会社の取締役及び使用人に対するコンプライアンス教育や社内研修のさらなる充実に取り組むとともに、内部通報制度の運用状況を定期に評価することで制度の実効性の確保に努めております。

② リスク管理体制について

取締役及び全部門から選抜したメンバーで構成されたリスクマネジメント委員会を設置し、当事業年度は4回の会議を行いました。リスクマネジメント委員会はリスクマネジメント規程に基づき、経営・事業環境、災害・紛争など国内外の社会環境変化に適合するため、期初にリスク一覧表に登録されている網羅的リスク項目の見直しを行い、当事業年度優先的に対処すべきリスクとして抽出したリスク項目に関して対応計画とアクションプランを策定し取締役会に付議、取締役会は当該計画を審議の上、対処方針を決定しております。

さらに、事業部門等が個別に取り組むその他のリスク項目や新たに顕在化してきた課題等についても、適宜の取締役会への報告を義務付けていることなど、リスク管理の実効性確保に取り組んでおります。

③ 取締役の職務執行について

当社及び子会社各社の経営状況については毎月当社取締役会に報告がなされ、報告された課題や問題点について取締役会は担当取締役を始め、関係部署や子会社各社に改善指示を行っております。また、適時開催の当社経営会議においては、経営判断上の情報共有と意思疎通を促進し効率的に職務が執行できるように取り組んでおります。

④ 監査等委員の職務執行について

監査等委員は、当社取締役会に加え当社経営会議及び子会社取締役会その他の重要な会議に出席しており、職務執行に関する重要な文書を閲覧しております。また、当社代表取締役社長を含む当社取締役及び子会社取締役とは定期的な会合を実施し、かつ必要に応じ、使用人には随時説明を求めております。さらに、定期・臨時の監査等委員会を開催する他、会計監査人・当社内部監査室と適宜に情報交換を行う等、監査・監督の実効性を確保しております。

⑤ 内部監査体制及び財務報告に係る内部統制評価の実施について

当社内部監査室は、内部監査実施計画に基づき各店舗・本社を含む各事務所にて業務監査を実施し、監査結果は、まず代表取締役社長に報告され、被監査部門取締役等へフィードバックされております。また、必要に応じての改善指示及び改善状況のフォローアップを行うとともに、監査等委員会への報告を行うことにより、業務の適正の維持を図っております。さらに、財務報告に係る内部統制についても統制環境をモニタリングし、統制範囲を再評価するとともに業務プロセス管理の適正を図っております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では2015年11月25日開催の第21回定時株主総会において、剰余金の配当等の決定については、株主総会の決議とともに取締役会の決議によっても行うことができる旨（当社定款第35条）の決議をいただいておりますが、期末配当金につきましては、定時株主総会の決議により決定することを原則としております。

また、当社は株主様の長期的かつ継続的な利益の拡大を重要な経営課題と認識し、将来の事業展開と財務体質の強化等のために必要な内部留保の確保を考慮しながら、安定した配当を継続実施していくことを基本方針としております。

(4) 株式会社の支配に関する基本方針

特に定めておりません。

6. 会社の現況に関するその他の重要な事項

該当事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2021年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	(16,049,656)	流 動 負 債	(8,620,678)
現金及び預金	6,169,208	支払手形及び買掛金	3,118,081
受取手形及び売掛金	2,150,910	電子記録債務	3,145,453
商品及び製品	7,431,457	短期借入金	200,000
原材料及び貯蔵品	12,123	1年内返済予定の長期借入金	528,247
未収消費税等	75,956	未払法人税等	396,644
その他	232,481	未払消費税等	129,894
貸倒引当金	△22,483	賞与引当金	186,679
固 定 資 産	(5,291,340)	その他	915,676
有 形 固 定 資 産	(1,552,212)	固 定 負 債	(1,498,180)
建物及び構築物	742,297	長期借入金	396,084
車両運搬具	5,432	退職給付に係る負債	324,078
工具、器具及び備品	545,092	役員退職慰労引当金	30,223
土地	257,800	役員株式給付引当金	93,938
リース資産	1,589	資産除去債務	424,171
無 形 固 定 資 産	(612,229)	その他	229,683
投資その他の資産	(3,126,899)	負 債 合 計	10,118,858
投資有価証券	327,430	(純 資 産 の 部)	
繰延税金資産	393,390	株 主 資 本	(11,250,955)
差入保証金	2,289,987	資本金	440,297
その他	123,665	資本剰余金	1,354,136
貸倒引当金	△7,574	利益剰余金	9,729,641
資 産 合 計	21,340,997	自己株式	△273,120
		その他の包括利益累計額	(△28,817)
		その他有価証券評価差額金	9,615
		為替換算調整勘定	△38,432
		純 資 産 合 計	11,222,138
		負 債 純 資 産 合 計	21,340,997

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2020年9月1日)
(至 2021年8月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上	50,702,569
売上原価	31,076,847
販売費及び一般管理費	19,625,721
営業外収益	17,956,171
営業外費用	1,669,549
受取利息	1,602
受取配当金	998
受取補償金	3,741
受補為替の差	5,239
営業外費用	2,465
支退持支そ	14,907
経	9,405
特別利益	38,360
保険有価証券の利益	4,926
投資損益	1,320
償還	88,514
償還	20,040
償還	6,454
特別損失	121,256
戻却	1,586,653
戻却	5,821
戻却	6,866
戻却	231
戻却	8,532
戻却	291,302
戻却	312,755
戻却	7,131
戻却	305,506
戻却	312,638
戻却	1,586,770
戻却	608,760
戻却	12,179
戻却	620,940
戻却	965,830
戻却	965,830

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

(自 2020年9月1日)
(至 2021年8月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	440,297	1,354,136	8,965,680	△273,120	10,486,994
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△201,868		△201,868
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			965,830		965,830
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	763,961	-	763,961
当 期 末 残 高	440,297	1,354,136	9,729,641	△273,120	11,250,955

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	15,857	△21,158	△5,301	10,481,692
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△201,868
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				965,830
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△6,242	△17,273	△23,515	△23,515
当 期 変 動 額 合 計	△6,242	△17,273	△23,515	740,445
当 期 末 残 高	9,615	△38,432	△28,817	11,222,138

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	(14,962,959)	流 動 負 債	(7,110,487)
現金及び預金	5,331,806	買掛金	2,965,258
売掛金	5,371,360	電子記録債権	3,145,453
商品	253,648	短期借入金	200,000
原材料及び貯蔵品	5,535	1年内返済予定の長期借入金	528,247
前払費用	16,366	未払金	103,336
短期貸付金	3,887,575	未払費用	26,953
未収消費税等	56,383	未払法人税等	88,788
その他	40,740	未払消費税等	5,532
貸倒引当金	△456	預り金	5,732
固 定 資 産	(1,856,901)	賞与引当金	30,417
有 形 固 定 資 産	(170,717)	その他の	10,768
建物	53,496	固 定 負 債	(651,509)
構築物	270	長期借入金	361,439
車両運搬具	5,432	退職給付引当金	87,787
工具、器具及び備品	13,803	役員株式給付引当金	93,938
土地	97,713	資産除去債	24,142
無 形 固 定 資 産	(584,571)	長期未払金	84,201
ソフトウェア	555,414	負 債 合 計	7,761,997
ソフトウェア仮勘定	24,340	(純 資 産 の 部)	
商標権	2,218	株 主 資 本	(9,048,249)
電話加入権	2,597	資 本 金	440,297
投 資 そ の 他 の 資 産	(1,101,612)	資 本 剰 余 金	(1,637,636)
投資有価証券	47,595	資 本 準 備 金	876,066
関係会社株式	643,031	その他資本剰余金	761,570
関係会社長期貸付金	1,602,693	利 益 剰 余 金	(7,243,435)
繰延税金資産	118,113	利 益 準 備 金	3,853
差入保証金	36,254	その他利益剰余金	(7,239,581)
その他	78,032	繰越利益剰余金	7,239,581
貸倒引当金	△1,424,108	自 己 株 式	△273,120
資 産 合 計	16,819,861	評価・換算差額等	(9,615)
		その他有価証券評価差額金	9,615
		純 資 産 合 計	9,057,864
		負 債 純 資 産 合 計	16,819,861

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

損益計算書

(自 2020年9月1日)
(至 2021年8月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		30,935,822
売 上 原 価		29,091,197
売 上 総 利 益		1,844,624
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,371,886
営 業 利 益		472,738
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	43,192	
受 取 配 当 金	310,998	
そ の 他	37,101	391,292
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,584	
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	107,553	
そ の 他	2,017	112,155
経 常 利 益		751,874
特 別 利 益		
保 険 解 約 返 戻 金	5,821	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	6,866	
受 取 保 険 金	8,532	21,220
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	357,284	357,284
税 引 前 当 期 純 利 益		415,811
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	223,204	
法 人 税 等 調 整 額	△31,218	191,985
当 期 純 利 益		223,825

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2020年9月1日)
(至 2021年8月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金
当 期 首 残 高	440,297	876,066	761,570	3,853	7,217,624
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△201,868
当 期 純 利 益					223,825
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	21,956
当 期 末 残 高	440,297	876,066	761,570	3,853	7,239,581

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
当 期 首 残 高	△273,120	9,026,292	15,857	9,042,149
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当		△201,868		△201,868
当 期 純 利 益		223,825		223,825
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△6,242	△6,242
当 期 変 動 額 合 計	-	21,956	△6,242	15,714
当 期 末 残 高	△273,120	9,048,249	9,615	9,057,864

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年10月20日

株式会社ワッツ
取締役会 御中

仰星監査法人

大阪事務所

指定社員 公認会計士 高田 篤
業務執行社員

指定社員 公認会計士 坂戸 純子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ワッツの2020年9月1日から2021年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ワッツ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2021年10月1日付で、株式会社音通エフ・リテール及び株式会社ニッパンの全株式を取得した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年10月20日

株式会社ワッツ
取締役会 御中

仰星監査法人
大阪事務所

指定社員 公認会計士 高田 篤
業務執行社員

指定社員 公認会計士 坂戸 純子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ワッツの2020年9月1日から2021年8月31日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2021年10月1日付で、株式会社音通エフ・リテール及び株式会社ニッパンの全株式を取得した。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2021年9月30日に資金の借入を実行した。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年9月1日から2021年8月31日までの第27期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年10月22日

株式会社ワッツ 監査等委員会

常勤監査等委員 西岡 亨 ㊟

監査等委員 酒谷 佳弘 ㊟

監査等委員 林堂 佳子 ㊟

(注) 監査等委員西岡亨、酒谷佳弘及び林堂佳子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分（第27期期末配当）の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営方針のひとつとして位置付けております。この方針に基づき、当期の期末配当につきましては業績を勘案のうえ、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金22円（総額は296,074,372円）
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年11月26日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）7名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、指名・報酬委員会の答申を踏まえて、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査等委員会において検討した結果、特段の意見はない旨を確認しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	ひらおか ふみお 平岡 史生 (1960年7月4日生)	1998年4月 当社入社 2000年3月 取締役九州地区担当 2000年8月 取締役経営企画室長 2002年3月 代表取締役副社長経営企画室長 2003年3月 代表取締役社長 2017年4月 代表取締役社長事業本部長 2017年9月 代表取締役社長（現任）	425,109株
	<p>【取締役候補者とした理由】 取締役会での決議事項や報告事項において適切な説明を行い、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしております。また、引き続き代表取締役として経営の指揮を執り、持続的な成長を目指していくことが最適であると判断し、取締役として適任と考えております。</p>		
2	きぬがさ あつお 衣笠 敦夫 (1959年4月26日生)	1981年4月 衣笠商店創業 1986年3月 (有)オースリー設立 代表取締役社長 1992年11月 (株)オースリーへ組織変更 代表取締役社長 2007年2月 当社取締役 2007年3月 取締役副社長 2012年3月 取締役副社長事業本部副本部長 2015年11月 取締役副社長（現任）	372,200株
	<p>【取締役候補者とした理由】 経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしており、長年にわたり企業経営者として培った豊富な経験・実績・見識を有していることから、取締役として適任と考えております。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 地 位 、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株 式 の 数
3	ふくみつ ひろし 福 光 宏 (1959年 9月25日生)	1995年 6月 当社入社 1997年 2月 取締役経理部長 1999年 7月 取締役管理本部長 2015年 6月 取締役管理本部長兼管理部長 2017年11月 常務取締役管理本部長兼管理部長 (現任)	273,200株
	【取締役候補者とした理由】 経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしており、主に管理部門を通じて培った豊富な経験と幅広い知見を有していることから、取締役として適任と考えております。		
4	もり ひでひと 森 秀 人 (1960年 4月12日生)	1984年 4月 (株)三和銀行 (現株三菱UFJ銀行) 入行 英国、スペイン、米国、カナダでの駐在を経て 2006年10月 同行国際業務部大阪室長 2011年10月 同行グローバルサービスセンター副所長 2013年 3月 当社に出向 経営企画室室長代理 2013年11月 当社入社 取締役経営企画室長 2017年11月 常務取締役経営企画室長 2018年 9月 常務取締役経営企画室長兼第二事業本部長 2019年 9月 常務取締役経営企画室長 (現任)	11,700株
	【取締役候補者とした理由】 経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしており、また、金融機関を通じて培った幅広い経験と高い見識を有していることから、取締役として適任と考えております。		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株式の数
5	やまの ひろゆき 山 野 博 幸 (1967年12月9日生)	1995年5月 当社入社 2005年11月 (株)関東ワッツ代表取締役 2007年12月 当社事業本部部長 2008年6月 (株)ワッツオースリー販売取締役 2009年9月 同社常務取締役 2014年4月 当社商品部部長 2015年11月 取締役商品部長 2017年4月 取締役事業本部副本部長兼商品部長 2017年9月 取締役第一事業本部長兼商品部長 2019年9月 取締役事業本部長兼商品部長 2019年11月 取締役事業本部長(現任)	49,100株
<p>【取締役候補者とした理由】 経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしており、また、主に事業統括、商品戦略関連等の職務を通じて培った豊富な経験と知識を有していることから、取締役として適任と考えております。</p>			
6	ひらた まさひろ 平 田 正 浩 (1964年5月26日生)	1988年4月 セイコーエプソン(株)入社 1999年6月 ノキア・ジャパン(株)入社 2000年11月 (株)ポッカコーポレーション(現ポッカサッポロフード&ビバレッジ(株))入社 2005年9月 同社国際事業部事業部長 2013年2月 エバラ食品工業(株)入社 同社海外事業本部副本部長 2015年11月 当社入社 海外事業部部長補佐 取締役海外事業部長 2017年9月 取締役第一事業本部副本部長兼海外事業部長 2019年9月 取締役事業本部副本部長兼海外事業部長 2019年11月 取締役海外事業部長(現任)	4,800株
<p>【取締役候補者とした理由】 経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしており、また、海外で展開する製造業を通じて培った幅広い知見と経験を有していることから、取締役として適任と考えております。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株式の数
7	かくもと まさや 角 本 昌 也 (1973年 4月30日生)	1997年 4月 (株)オートボックスセブン入社 2003年10月 (株)オースリー入社 2008年 9月 当社入社 2011年 9月 管理部部長補佐 2014年 4月 管理部部長 2015年 6月 事業戦略部部長 2017年 9月 第一事業本部副本部長兼事業戦略部長 2017年11月 取締役第一事業本部副本部長兼事業戦略部長 2019年 9月 取締役事業本部副本部長兼事業戦略部長 2019年11月 取締役商品部長 (現任)	4,300株
	<p>【取締役候補者とした理由】 経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしており、また、当社の 管理部・事業戦略部・商品部の部長を経験し、職務を通じて培った豊富な経験と知識を有してい ることから、取締役として適任と考えております。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で取締役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の19頁に記載のとおりです。各候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、指名・報酬委員会の答申を踏まえて、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株式の数
1	にしおか 西 岡 とある 亨 (1953年7月26日生)	1976年4月 タツタ電線(株)入社 1983年4月 亀岡公認会計士事務所入所 1993年7月 (株)ピープル入社 2001年5月 アイ・ティー電子部品(株)入社 2005年4月 (株)カサタニ入社 2008年1月 (株)ショーエイコーポレーション入社 同社経理部部长 2013年9月 アトラ(株)入社 管理部部长 2015年3月 同社常勤監査役 2017年11月 当社取締役(常勤監査等委員) (現任)	3,600株
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 過去に管理部門業務及び常勤監査役としての実務経験を有しており、この知見を当社の監査・監督に活かしていただけることから適任と考えております。また、同氏の再任が承認された場合は、引き続き指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的な立場で関与いただく予定です。なお、同氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、監査等委員である社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって4年となります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 地 位 、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株 式 の 数
2	さかたに よしひろ 酒 谷 佳 弘 (1957年3月11日生)	1979年10月 日新監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人) 入所 1982年3月 公認会計士登録 1998年8月 センチュリー監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人) 代表社員 2004年7月 ジャパン・マネジメント・コンサルティング(株)設立 同社代表取締役 (現任) 2004年7月 (株)プレサンスコーポレーション監査役 2005年6月 エスアールジータカミヤ(株) (現(株)タカミヤ) 監査役 (現任) 2006年2月 北恵(株)監査役 (現任) 2010年11月 当社監査役 2011年3月 SHO-BI(株) (現粧美堂(株)) 監査役 2015年6月 (株)プレサンスコーポレーション取締役 (監査等委員) (現任) 2015年11月 当社取締役 (監査等委員) (現任) 2015年12月 SHO-BI(株) (現粧美堂(株)) 取締役 (監査等委員) (現任)	4,500株
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>公認会計士としての専門的な知識、実務経験及び会社の監査に関する高い見識を有しており、この知見を当社の監督・監査に活かしていただけることから適任と考えております。また、同氏の再任が承認された場合は、引き続き指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的な立場で関与いただく予定です。なお、同氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、監査等委員である社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって6年となります。なお、同氏には、これ以前に監査役として5年の在任期間があります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株式の数
3	はやしどう よしこ 林 堂 佳 子 (1971年7月31日生)	2005年10月 弁護士登録 2006年10月 青雲法律事務所(現弁護士法人青雲法律事務所)入所 2007年4月 大阪弁護士会 民事介入暴力及び弁護士業務 妨害対策委員会委員(現任) 2011年1月 弁護士法人青雲法律事務所社員弁護士(現任) 2011年4月 近畿弁護士会連合会 民事介入暴力及び非弁 護士活動対策委員会(現民事介入暴力及び 弁護士業務妨害対策委員会)委員(現任) 2019年11月 当社取締役(監査等委員)(現任)	200株
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 弁護士としての専門的な知識、実務経験を有しており、この知見を当社の監督・監査に活かして いただけることから適任と考えております。また、同氏の再任が承認された場合は、引き続き指 名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的な立場 で関与いただく予定です。なお、同氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、監査 等委員である社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって2年となります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 西岡亨氏、酒谷佳弘氏及び林堂佳子氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 当社は、西岡亨氏、酒谷佳弘氏及び林堂佳子氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ておりま
 す。
 4. 当社は、西岡亨氏、酒谷佳弘氏及び林堂佳子氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する
 契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度
 額としております。3氏の再任が承認された場合、各氏との当該契約を継続する予定であります。
 5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し
 ており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の19頁に記載のとおりです。監査等委員である
 取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなり
 ます。
 また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2015年11月25日開催の第21回定時株主総会において、年額3億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。また、2016年11月25日開催の第22回定時株主総会において上記の取締役の報酬額とは別枠として、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度（以下、「現株式報酬制度」という。）として株式交付信託による報酬額としてのポイントを年間50,000ポイント（各取締役に交付すべき当社普通株式の数は、当該取締役に付与されたポイント数に1.0（ただし、当社普通株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社普通株式数を合理的な調整を行う）を乗じた数とする）を上限とし、それぞれご承認いただき現在に至っております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、従前導入しておりました上記の株式交付信託に代え、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名（うち社外取締役0名）であります。第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名（うち社外取締役0名）となります。

対象取締役に対して付与する本譲渡制限付株式の内容は以下のとおりです。

1. 対象取締役に対して付与する本譲渡制限付株式の数

(1) 本移行措置（下記に定義される。以下同じ。）分以外

本移行措置分以外を対象取締役に付与する本譲渡制限付株式は、本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額45百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と致します。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することと致します。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年30,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当て

を含む。)又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。)と致します。

(2) 本移行措置分

本議案について本株主総会にてご承認を得られることを条件として、現株式報酬制度を廃止し、当該報酬額の定めに基づく株式交付信託のポイントの付与は今後新たに行わない予定です。さらに、上記株式交付信託に関する報酬額の定めに基づき付与されたポイント数のうち、当社の普通株式が未交付のものにつきましては、本議案について本株主総会においてご承認を得られることを条件として、対象取締役はその全部を放棄する予定です。

このため、当社第28期事業年度(2021年9月1日~2022年8月31日)に限り、現株式報酬制度に代えて本譲渡制限付株式を割り当てることに係る移行措置(以下「本移行措置」という。)として、2015年11月25日開催の当社第21回定時株主総会においてご承認いただいた取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額及び現株式報酬制度とは別枠として、株式交付信託の付与済ポイント相当分の当社普通株式の数(85,321株)を上限とし、本移行措置に係る本譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は9千万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)として別途設定いたします。

ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含む。)又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整できるものと致します。

また、本移行措置に係る本譲渡制限付株式につきましては、対象取締役が、上記株式交付信託に関する報酬額の定めに基づき当該対象取締役に付与されたポイント数のうち株式を未交付のものに係るポイントを全て放棄することを、当該対象取締役に對する割当ての条件といたします。

このように、本移行措置に係る本譲渡制限付株式の割当ては、過年度において対象取締役に對して付与された上記株式交付信託に係るポイント数の放棄を伴うものです。

2. 本譲渡制限付株式の発行又は処分に伴う払込み、譲渡制限付株式割当契約に関する事項等

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対

象取締役特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭報酬債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。

また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針は、当社の第27期事業報告書20頁をご参照ください。

その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

また、本議案に基づき対象取締役に交付される当社の普通株式の総数は、本移行措置分以外については年30,000株以内、本移行措置分については年85,321株以内であり、その希薄化率は本議案の決議時点では1年あたり最大0.86%（本移行措置分及び10年間に亘り、本移行措置分以外の上限となる株数を発行した場合における希薄化率は本議案の決議時点では2.86%）に抑えられております。

【本割当契約の内容の概要】

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（2）退任時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（3）譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、①当該対象取締役が正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合、又は、②当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間の満了前に正当な理由以外の理由により、当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡

制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

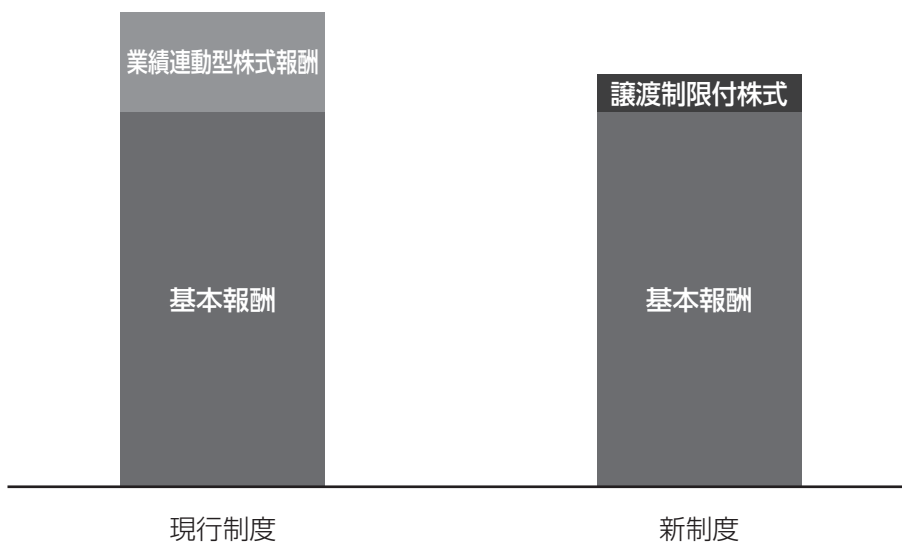
(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

(ご参考)



※移行措置として、初回付与分のみ、85,321株（上限）を新制度に上乗せする予定です。

株主総会会場ご案内図

会場 大阪市中央区本町橋2番8号
大阪商工会議所 7階 国際会議ホール



交通のご案内

地下鉄堺筋線・中央線「堺筋本町」駅 1 12 番出口から徒歩8分

地下鉄谷町線・中央線「谷町四丁目」駅 4 番出口から徒歩8分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。